

岩沼市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

(平成20年3月)

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区 分	岩 沼 市					宮 城 県					国（行政職俸給表（二））			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全 体	49歳	56人	295,100円	313,100円	304,900円	49歳	381人	339,454円	384,464円	366,036円	48歳	5,193人	287,094円	320,514円
うち学校給食員	43歳	24人	258,100円	270,300円	266,900円	52歳	5人	377,500円	397,820円	391,330円				
うち用務員	54歳	26人	323,300円	337,600円	331,500円	47歳	163人	321,500円	361,482円	350,762円				
うち自動車運転手	51歳	5人	326,400円	387,100円	345,600円	54歳	51人	395,000円	447,547円	427,345円				
うちその他	* 歳	3名以下	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—	—				
うち清掃職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
うち守衛	—	—	—	—	—	51歳	19人	327,600円	418,142円	358,493円				
うち電話交換手	—	—	—	—	—	52歳	22人	369,200円	415,414円	379,653円				

区 分	民 間				
	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年職種別 民間給与実態調査	
	民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	(県内/宮城県 人事委員会)	(全国/人事院)
平均給与月額				平均給与月額	
全 体					
うち学校給食員	調理士	41歳	240,500円	—	—
うち用務員	用務員	53歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	50歳	166,800円	300,844円	342,883円
うちその他	—	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	43歳	299,800円	—	—
うち守衛	守 衛	56歳	216,300円	324,209円	364,170円
うち電話交換手	—	—	—	—	331,590円

【項目説明】

- ※1 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3名以下の場合はアスタリスク(*)として表記しております。
- ※2 「平均給料月額」とは、本年度4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- ※3 「岩沼市」の欄のうち、「平均給与月額」とは、本年度4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※4 平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。
- ※5 市、県、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「岩沼市」・「宮城県」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当、初任給調整手当のうち支給実績のある手当を加えた数値(時間外勤務手当、通勤手当及び特殊勤務手当を除く。)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

○平均給与月額に計上されている諸手当

岩 沼 市 「平均給与月額」	岩 沼 市 「平均給与月額(国ベース)」	宮 城 県 「平均給与月額」	宮 城 県 「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二)) 「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査 における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態 調査における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤勉手当、 退職手当を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 初任給調整手当 等で期末・勤勉手当、 退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

【注釈】

- ※1 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- ※2 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、通勤手当及び特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- ※3 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- ※4 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、本年度4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- ※5 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、本年度4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2)職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	人	人	人	5人	5人	3名以下	3名以下	3名以下	8人	20人	13人	3名以下	56人
平均給与月額	円	円	円	221,200円	252,500円	* 円	* 円	* 円	295,600円	324,500 円	373,300円	* 円	313,100円
うち学校給食員	人	人	人	4人	5人	人	人	人	5人	7人	人	人	24人
平均給与月額	円	円	円	213,800円	252,500円	円	円	円	283,800円	299,200円	円	円	270,300円
うち用務員	人	人	人	人	人	人	人	人	3人	11人	10人	人	26人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	315,300円	331,100円	359,000円	円	337,600円
うち自動車運転手	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	5人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	387,100円
うちその他	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3名以下の場合にはアスタリスク(*)又は空欄表記としております。

(3) その他給与に関する事項

① 技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
単純労務職の給与に関する規則に定める給料表(5級制)	国家公務員行政職俸給表(二)に準拠

② 技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数	3		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	土木課勤務職員	廃棄物(犬、猫等の死体を含む)の処理・清掃業務	400円/日
自動車運転業務手当	土木課勤務職員	除雪用特殊車両の運転・助手業務	1,000円(運転)・500円(助手)/日
火葬現場業務手当	火葬場勤務職員	火葬業務	4,500円/月
業施設清掃業務手当(企業)			

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度と異なる手当の内容
通勤手当	普通自動車の使用者に対する支給基準中、使用距離(片道)による区分を2,200円～24,500円に設定(国は2,000円～24,500円)しています。 (※宮城県に準拠。)

③ 技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

当該職員の職務の級に対応する経験年数、在級年数及び勤務状況を勘案し決定します。

イ. 昇給基準について

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績についてその者の職務について監督する地位にある者の証明を得て、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給することになります。この場合において、当該証明が得られない場合は昇給しません。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

本市集中改革プラン(平成18年度～平成21年度)に基づき、定員及び給与の適正化のための取組みを実施していきます。
労務職員の年齢構成は50代が約7割を占め、かつ、経験年数の多い層でラスパイレース指数がより高い傾向にあることから、現行の昇給・昇格基準を維持しつつ退職者不補充を継続して実施して行くことにより給与の適減化及び総人件費の抑制を図って行きます。
なお、今後も国・県及び他自治体の取組みや民間の給与制度等の動向を注視しながら、更なる給与の適正化を実現するための措置を講じて行きます。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

- ①平成14年度から退職者不補充を実施
 - ②平成16年度から特殊勤務手当、旅費・日当の縮減廃止を実施
 - ③平成17年度から所属を越えた業務協力体制(プロジェクトチーム)を組み、効率的な業務処理と経費削減に向けた取組みを実施
 - ④平成17年度から時間外勤務手当の計画的縮減を実施
 - ⑤平成18年度から給与制度改革を、国家公務員に準拠し完全実施
 - ⑥平成18年度から昇給抑制を行政職同様55歳以上を対象に実施
- 今後も上記取組みを継続し、更に国や県の給与制度の改正に合わせた対応を基本として取り組んで行きます。

4. その他

職員数は、退職者不補充を基本とすることにより、平成22年度当初までに平成19年度当初対比で11名削減の45名になる見込みです。
平成20年度以降、学校給食業務の民間委託等について、可能性の調査研究に着手します。
その他の業務についても、民間委託の推進や事務・事業の見直しについて順次取り組んで行きます。